

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	<p>2. 誰もが地域でいきいきと暮らしていける福祉サービス。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 必要なサービス利用が可能となるように全体的に向上する。</li><li>② 先駆的先進的な事例への顕彰を行なう。</li><li>③ 必要なサービス提供を行うための財源確保への取組みを行う。</li><li>⑤ 自己負担のあり方検討を行なう。</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>① 福祉サービスを必要とされる方が、必要なときにサービスを利用することができるよう、情報提供をはじめ各種環境整備に努めていきます。</li><li>② 先駆的先進的事例については、様々な機会を捉えて事業者や利用者に紹介していくほか、厚生労働省にも報告していきたいと考えております。</li><li>③ 自立支援給付については義務的経費として、国や道の負担割合が明確になりましたが、地域生活支援事業に対する国からの財政的支援につきましては、統合補助金ということで十分な財政的裏づけがないことから、国に対して、万全な財源措置を講ずるよう強く要望していきます。</li><li>⑤ 利用者負担については、平成 19 年 1 月に札幌市が独自助成策を導入したほか、19 年 4 月からは国のさらなる軽減策が適用となるものであり、これら施策により利用者負担は大幅に軽減するものと考えております。</li></ul> <p style="text-align: right;">（保）障がい福祉課 自立支援推進担当係）</p>

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	<p>2. 誰もが地域でいきいきと暮らしていける福祉サービス。 ④ 障がい者の所得向上へ向けた取組みを行う。</p>
回答	<p>障がいのある方の所得向上に向けては、これまで行ってきた財団法人札幌シュリー運営費補助、知的障害者就労相談主任手当補助、ITを活用した障がい者在宅就労支援事業等の施策に加え、本市の競争入札参加資格者（物品・役務）を対象とした「障がい者多数雇用企業認定制度」の創設、出資団体等への障がい者雇用促進の働きかけ等を行うことにより、今後とも支援を進めてまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（保） 障がい福祉課 就業・相談支援担当係</p> <p>平成16年12月に小規模作業所のホームページを立上げ、製作物品等のPRを行っており、本市他部局に対しましては、文書により作業所などの製作物品等の周知を図っております。</p> <p>また、障がいのある方の就労の機会が得られるよう、従業者のうち障がいのある方を半数以上かつ5人以上雇用し、最低賃金の4分の3以上で雇用契約を結ぶことができる新たな事業を行う事業所に対し、「札幌市障がい者協働事業」として、昨年10月から3か所の事業所に対し補助を開始したほか、同12月には、作業工賃の増額を図るため、地下鉄大通駅コンコースに障がいのある方が製作した製品を販売する「元気ショップ」を開設したところです。</p> <p>さらに、広報さっぽろの配布業務や公園の清掃業務についても、関係部局と連携し、障がい者団体への発注を進めているところです。</p> <p style="text-align: right;">（保） 障がい福祉課 運営指導担当係</p>

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	<p>2. 誰もが地域でいきいきと暮らしていける福祉サービス。 ⑥ 福祉施策には当事者の声を反映し、当事者と共に歩む市政をつくる。</p>
回答	<p>たとえば、H15 年度に始まった「障がい者による政策提言サポーター制度」では、毎年、懇談会や意見聴取などで障がい当事者の方々の様々なご意見をいただき、それをもとに、サポーター（10 名）から市長に提言書を提出しています。</p> <p>H18 年度提言書は、提言 9 項目と個別意見 76 項目にわたって、市政全般に関する多種多様な要望や意見を掲げていますが、これらに対する市役所各担当部局の検討状況については、5 月頃に、「H18 年度提言の取り組み状況」として公表する予定です。</p> <p>これからも、障がい福祉の一層の推進のために、当事者の方々の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（保）障がい福祉課 施策調整担当係</p>

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	<p>3. 地域交通の確保に向けた新たな公共交通サービス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 移送サービスの普及啓発に向けて支援を行う。</li><li>② 安全を確保するための研修体制への支援を行う。</li><li>⑤ 札幌における地域交通のあり方を検討する。</li></ul>
回答	<p>① 改正道路運送法によって、これまで法律の例外許可であった福祉有償運送が法制度化されました。つきましては、各実施団体に対する制度の周知や利用者に対する事業者情報の提供など、制度の周知について、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>② 改正道路運送法においては、移送を行う運転者に係る要件が定められました。その要件となる国土交通大臣の認定講習については、重要であると認識しております。つきましては、今後、札幌市が支援をする必要性について、北海道運輸局・札幌運輸支局とも調整をしながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>⑤（福祉有償運送に関して）本市における移動の手段としては、地下鉄やバス、タクシーなどの公共交通機関がありますが、特に積雪寒冷地である本市において、障がい者や高齢者等の移動困難者については、個別輸送としての福祉有償運送の役割は大きく、改正道路運送法の下での福祉有償運送の必要性についても認識しております。つきましては、改正法のもとでも、利用者の安全が十分に確保されるようにつとめてまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（保）高齢福祉課</p>

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	<p>3. 地域交通の確保に向けた新たな公共交通サービス</p> <p>④ 通勤・通学手段を保障する。</p>
回答	<p>地域にお住まいの障がいのある方々の外出支援として、障害者自立支援法の「介護給付」のなかでは、「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」、「行動援護」の一部もしくは全部が該当いたします。これらは比較的障がいが重篤な方々を対象とする制度ですが、それ以外の比較的軽い方々がご利用の制度といたしまして「地域生活支援事業」のなかの「移動支援」がございます。</p> <p>いずれの事業におきましても、基本的には日中活動で一日のうちに完結する社会参加を想定していることから、ご指摘の通勤・通学は対象としておりません。</p> <p>特に「地域生活支援事業」の「移動支援」につきましては、これまでの国の規制が緩和され、自治体の裁量のなかで対象等の判断がかなり認められておりますが、札幌市においては従前の考え方を踏襲していることから、経済活動に付随する通勤や長期かつ継続的な活動である通学は引き続き対象範囲外として扱っております。</p> <p>繰り返しになりますが、札幌市の「移動支援」は、買い物や研修会等をはじめとする単発的な用事が対象であって、その他の長期的・反復的な利用は対象としてなじまないものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">（保）障がい福祉課 障がい在宅福祉係</p>

回答様式（雪道デモ行進 要望書）

要望事項	4. 障害者への差別をなくす条例
回答	<p>千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や、国連における「障害者の権利条約」の採択と、障がい者の権利向上について社会の関心が高まっています。こうした動きの中で、様々な機会を通じて障がい当事者の方々や広く市民のご意見を伺いながら今後の対応を検討したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（保）障がい福祉課 施策調整担当係</p>

要望事項	5. 小規模作業所への支援
回答	<p>小規模作業所は、身近な地域で障がいのある方々がきめの細かい支援を受けている場所として、本市の障がい者施策上、欠かすことができないものと認識しており、障害者自立支援法の施行により、小規模作業所が第二種社会福祉事業である地域活動支援センターに移行できることとなったことから、作業所の皆さまからのご意見を伺いながら通所実績を重視した平成 19 年度の新補助基準を作成したところであります。</p> <p>地域活動支援センターに移行した場合には、18 年度より若干高めの補助基準が適用となるほか、18 年度より減額となる作業所に対しては、経過措置加算も設定いたしました。</p> <p>また、札幌市では、特に重度者等を支援しており定員を 10 人以上にできない作業所については、平成 19 年度以降も作業所として運営できるような仕組みを作っておりますし、定員 20 人に満たなくても、地域活動支援センターとして運営を継続することが可能ですので、今後とも、地域での障がいのある方々の生活を支える貴重な社会資源として運営を継続していただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（保）障がい福祉課 運営指導担当係</p>